

学級担任のための

人権教育ガイドブック

～日々の教育活動に人権尊重の視点を～



我が国においては、平成12年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、平成14年に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。文部科学省は、学校教育における人権教育の推進のために、「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」を設置し、平成20年には「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」を公表しました。

岡山県教育委員会においては、「第4次岡山県人権政策推進指針」等を踏まえ、平成29年2月に「第3次岡山県人権教育推進プラン」を策定し、人権教育を推進しています。学校全体で人権教育を推進していく体制が整えられるなどの成果が見られる一方、先生方からは、「人権教育では、どんな取組をすればよいのか分かりにくい」「人権に配慮するとはどんな配慮なのか」といった声が聞かれます。

このガイドブックは、人権教育のねらいや育てたい資質・能力、日々の教育活動の中で配慮すべきこと、人権学習を進めるときの考え方などについてまとめたものです。各学校において、この冊子を活用して、自他の人権擁護の実践力、行動力を持った児童生徒の育成に取り組んでいただくとともに、児童生徒のみならず、保護者や地域の方々、教職員の人権が尊重された学校、家庭、地域づくりに取り組まれますようお願いいたします。

平成31年3月

岡山県教育庁人権教育課

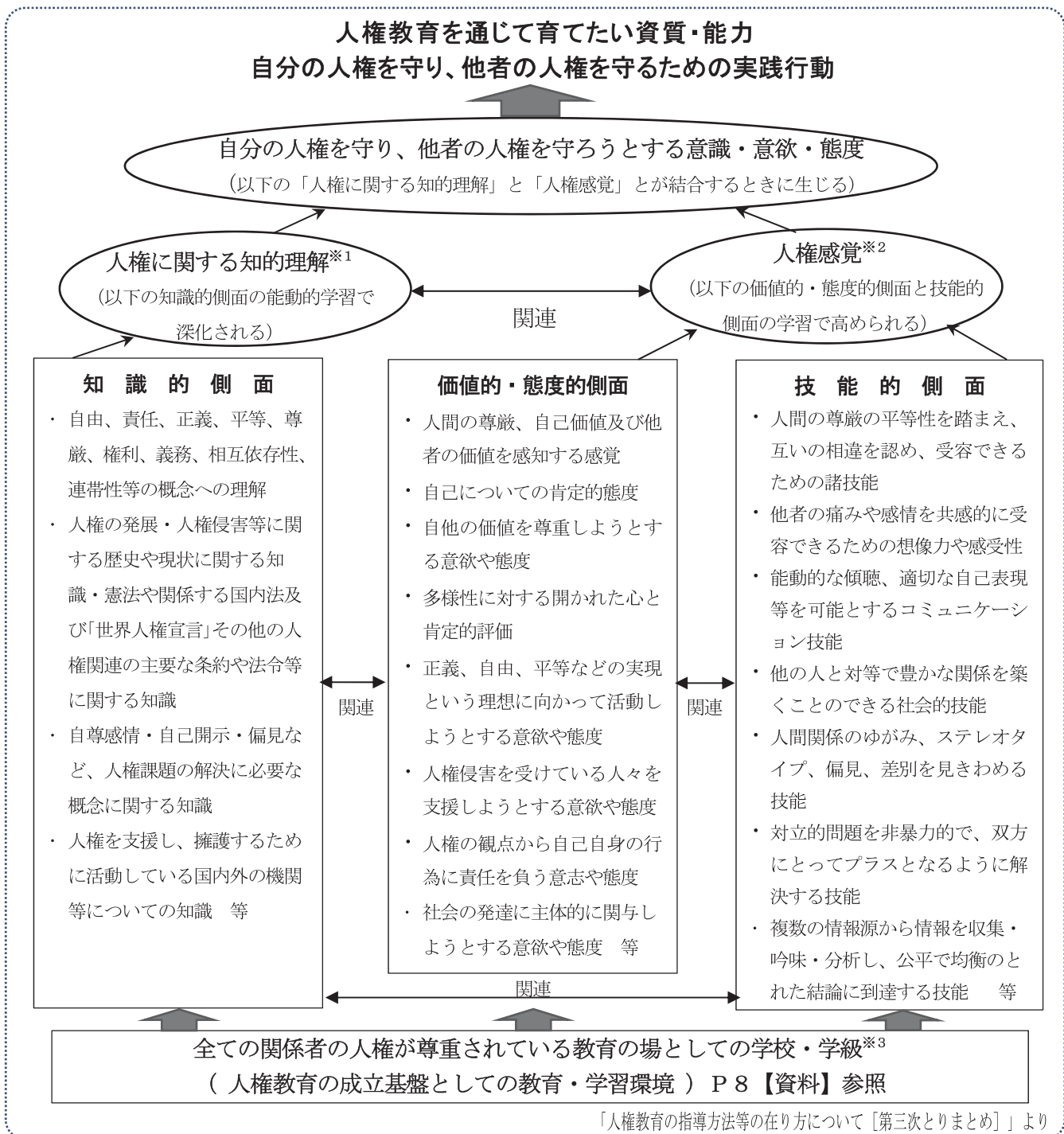
1 人権教育とは

1 学校における人権教育の目標

人権尊重の理念について、児童生徒にもわかりやすい言葉で表現するならば、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」となります。そして、このことを単に理解するにとどめるのではなく、実践行動に結び付けることが、学校における人権教育の目標です。

2 人権教育を通じて育てたい資質・能力

人権教育は、人権に関する知的理解の深化と人権感覚の育成を基盤として、自他の人権を擁護するための意識、意欲、態度、実践的な行動力など様々な資質や能力を育成し、発展させることを目指す総合的な教育です。これらの資質・能力については、三つの側面（知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面）から捉えることができます。



3 人権尊重の視点に立った教育活動

人権教育の推進を図る上では、教育の場である学校が、人権が尊重され、安心して過ごせる場とならなければなりません。的確な児童生徒理解の下、学校生活全体において人権が尊重されるような環境づくりを進めていく必要があります。

特に、児童生徒が、多くの時間を過ごすそれぞれの学級の中で、自他のよさを認め合える人間関係を相互に形成していけるようにすることが重要であり、こうした視点から学級経営に努めなければなりません。

【参考】

学級経営における人権尊重の視点（例）

学級経営

- 人権教育の視点が学級経営目標の中に位置付けられている。
- 児童生徒の不安や悩みを受け止める体制ができている。
- 配慮や支援を要する児童生徒への支援について共通理解を図っている。
- 言語環境及び教室環境の適正化を図り、偏見や差別意識が生まれることのない言葉づかいや掲示物等の指導をしている。

教科指導等

- 人権についての知的理解を深める指導や人権感覚を育成する指導に取り組んでいる。
- 道徳の時間や学級活動、HRの時間で、人権に関する内容を計画的に指導している。
- 人権学習では、協力的・参加的な学習を取り入れる、体験活動や交流活動を多様に組み入れるなど工夫している。
- 学習内容が定着していない児童生徒や支援を必要とする児童生徒に適切な支援を行っている。

生徒指導等

- 積極的生徒指導の視点に立って、相互に人権を尊重し、支え合う人間関係づくりを支援している。
- いじめ等の実態を的確に把握し、課題解決を図るための体制ができている。
- 一人一人の性格や抱える問題等を積極的に理解・把握するための取組を、日頃から行っている。
- 自他のよさを理解し、将来への目標と希望を持って生きることができるよう指導・援助している。

- ※1 人権に関する知的理解とは、発達段階に応じて個人の尊厳や人権尊重の意義、人の生命の大切さ、人権の歴史や現状、関係法令等に関する知識、自他の人権を擁護し、人権侵害を防いだり解決したりするために必要な実践的知識等を理解することです。
- ※2 人権感覚とは、人権が擁護され、実現されている状態を感知して、これを望ましいものと感じ、反対に、これが侵害されている状態を感知して、それを許せないとするような価値志向的な感覚です。
- ※3 人権教育においては、その教育内容や方法の在り方とともに、教育・学習の場そのものの在り方が極めて重要な意味を持ちます。人間関係や全体的な雰囲気等も含め、教育・学習の場の人権を尊重する環境をつくるのが大切です。

2 人権教育の指導内容

1 人権に関する知的理解に関わる指導内容

人権に関する知的理解については、各教科等をはじめ、あらゆる教育活動の場において、あらゆる機会を捉えて積極的に取り組むことが求められます。

【参考】 知的理解に焦点を当てた指導内容の構成の例

- ① **社会科等の授業**で、人権に関わる題材を扱う場合、児童生徒が、自分自身に直接関わる問題を提示し、合理的・分析的な思考を行い、人権に関わる知識の内容を知的及び共感的に理解し、身に付けられるような幅広い内容構成を工夫します。
- ② **総合的な学習の時間等**に、世界人権宣言や児童の権利に関する条約等の人権関連の条約等を教材とする場合（一部のみも可能）、発達段階や児童生徒の実態に照らして、本文の内容をテーマにした話し合い、必要な情報の探求等、知識の広がりや理解の深化を目指す学習を進めます。また、自分や身近な人の権利や自由が侵害された場合に、どこに相談すれば救済につながるのか等、実践的で具体的な事柄も、発達段階に応じて組み入れます。

2 人権感覚の育成に関わる指導内容

人権感覚を育成するためには、次のような力や技能などを総合的にバランス良く培うことが求められます。

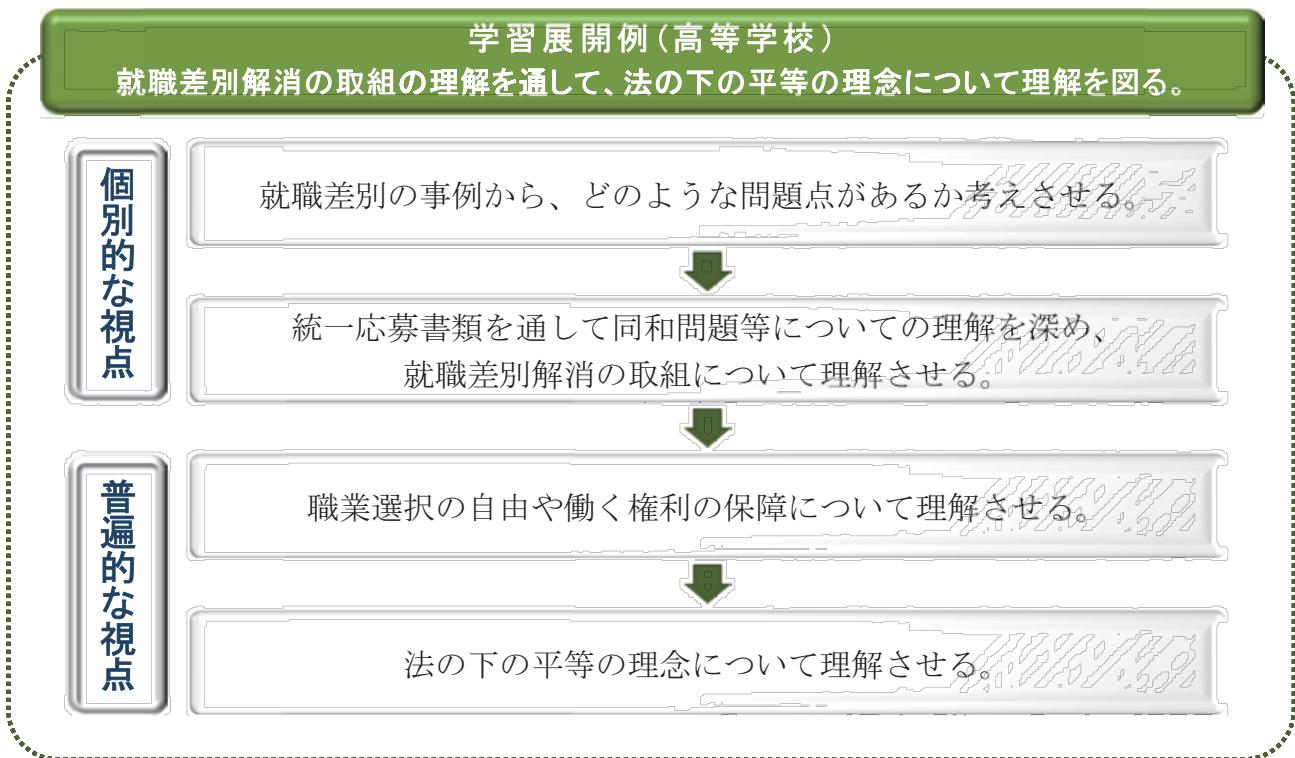
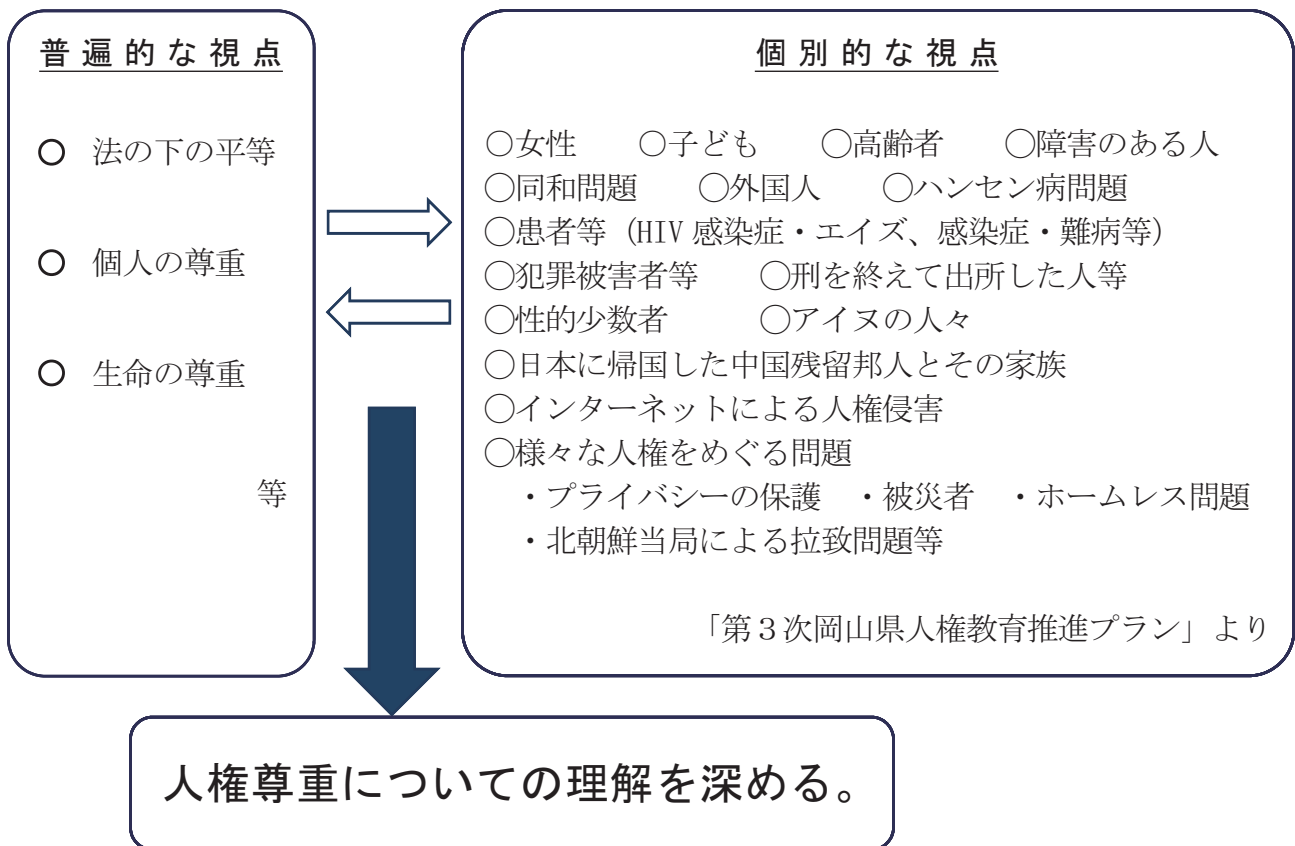
- 他の人の立場に立ってその人に必要なことやその人の考えや気持ちなどがわかるような想像力、共感的に理解する力
- 考えや気持ちを適切かつ豊かに表現し、また、的確に理解することができるような、伝え合い、わかり合うためのコミュニケーションの能力やそのための技能
- 自分の要求を一方的に主張するのではなく、建設的な手法により他の人との人間関係を調整する能力及び自他の要求を共に満たせる解決方法を見出して、それを実現させる能力やそのための技能

【参考】 人権感覚の育成に焦点を当てた指導内容の構成の例

- ① 国語、社会、外国語等の学習内容と関連付けて、それぞれの授業時間の中に人権の実現に関わる想像力、共感性、感受性、コミュニケーション技能などの育成を図る活動を可能な限り取り入れます。
- ② 道徳、特別活動、総合的な学習の時間等あらゆる機会を捉え、できるだけ直接的な体験を生かすことを通じ、上記①に掲げる諸技能を育成します。体験的な学習を進める上で、ロールプレイング、シミュレーション、ディスカッション等の能動的手法を取り入れることも有効です。

3 普遍的な視点からのアプローチと個別的な視点からのアプローチ

「人権一般の普遍的な視点」と「具体的な人権課題に即した個別的視点」の両者を相互に関連させることで、人権尊重についての理解が深まります。どちらの視点から学習に入っても、最終的に自他の人権を守る実践行動につながるように、指導内容を工夫することが大切です。



3 人権教育の指導方法

人権に関する知的理解を深めるための指導を行う際には、児童生徒ができるだけ主体的に、他の児童生徒とも協力し合うような方法で学習に取り組めるよう工夫することが求められます。

人権感覚についても、自分の人権も他の人の人権も同じように大切にすると、人権を擁護したり、自分と違う考えや行動様式に対しても寛容であったり、それを尊重するといった価値・態度や、コミュニケーション技能、批判的な思考技能などの技能は、子どもが自らの経験を通してはじめて学習できるものです。児童生徒が自分で「感じ、考え、行動する」ことが不可欠なのです。

こうしたことから、人権教育の指導方法の基本原理は、児童生徒の「協力」、「参加」、「体験」を中核に置くことが重要です。

| | | |
|---------|--------|---|
| 学習形態の特徴 | 協力的な学習 | ・児童生徒が自分自身と学級集団の全員にとって有益となるような結果を求めて、協力しつつ協働で進める学習 |
| | 参加的な学習 | ・学習の課題の発見や学習の内容の選択等も含む領域に、児童生徒が主体的に参加することを基本的要素とする学習 |
| | 体験的な学習 | ・具体的な活動や体験を通して、問題を発見したり、その解決法を探究したりするなど、生活上必要な習慣や技能を身に付ける学習 |

学習展開例（小学校）

障害のある人との交流や疑似体験等を通して、人権意識を高める。

アイマスクや車いすなどの体験活動（シミュレーション）をする。

障害のある人への配慮について、ディスカッションする。

地域に暮らす障害のある方の話を聴いたり交流したりする。

体験したことを振り返り、意見や感想を交流する。

自分たちの暮らしを振り返り、日頃の言動について見直す。

学習展開例（中学校）

ハンセン病問題への理解を通して、人権擁護に向けた行動力を養う。

興味のある身近な人権問題について調べる。

ハンセン病について啓発資料やDVDで学習する。

ハンセン病療養所を訪問して回復者の方と交流したりフィールドワークをしたりする。

体験したことを振り返り、意見や感想を交流したり他の人権問題と比較したりする。

自分たちの暮らしに起こる問題を振り返り、その解決方法を考える。

4 効果的な教材の活用

人権教育の学習教材を活用するに当たっては、その学習の目的が明確にされてなければいけません。その教材から、子どもたちにどのような知識や技能を身に付けさせたいのか、子どもたちの中にどのような意識や態度を育みたいのかが、具体的に設定されていなければなりません。

その上で、人権が尊重される社会づくりを自らの課題として捉え、自ら考えることができるようにするなどの教育効果を高めるため、身近な事柄を取り上げたり、児童生徒の興味・関心を生かしたりするといった教材の内容面での創意工夫が必要です。また、児童生徒の日常を越えた、社会全体や地球全体に関わる問題を取り上げることによって、身近な問題についての認識が深まり、人権問題と自らとのつながりが見えてくることも考えられます。

なお、身近な事例を取り上げる場合など、教材の内容によっては、プライバシーの保護等にも十分配慮することが大切です。

【参考】 効果的な教材の例

○ 地域教材

地域におけるフィールドワークなどとの関連を図りながら、地域の歴史や産業などを取り上げた教材を活用します。市町村では、関連する資料等が図書館などに保管されていることもあります。

| 人権課題等 | 体験的な学習活動等 | 県教委作成の指導資料等※4 |
|-------|--|---|
| ハンセン病 | 長島愛生園・呂久光明園でのフィールドワークや資料館見学 入所者講演や学芸員の説明等 | 人権学習ワークシート集④P21 (小) 同P47 (中) DVD「未来への絆」 啓発冊子 (岡山県健康推進課作成) 等 |
| 同和問題 | 渋染一揆資料館見学 関連跡地、旧跡めぐり | 人権学習ワークシート集⑦P9 (小) |

○ 外部講師の講話やふれあいの教材

福祉施設等において人権課題と直接関わって働く人、また、高齢者や障害のある人などの講話は、児童生徒に自分の生き方を振り返らせ、人権課題と真摯に向かい合わせる契機となります。なお、直接ふれあい学ぶ場合には、人権上の配慮に基づいた十分な事前指導を行う必要があります。

| 人権課題等 | 体験的な学習活動等 | 県教委作成の指導資料等 |
|--------|--|---|
| 高齢者 | 地域の高齢者を招いての交流会 地域の高齢者福祉施設訪問・交流 | 輝き P29 (小学生) ワークショップ⑦P53 (小) P57 (中) 人権学習ワークシート集⑦P26 (小) 同P94 (高) |
| 障害のある人 | 障害のある人の講演・交流 障害のある人の福祉施設訪問 特別支援学校等との交流体験 | 輝き P55 (中) ワークショップ④P83 (小) P91 (中) P96 (高) 人権学習ワークシート集④P81 (高) 人権学習ワークシート集⑦P21 (小) P86 (高) |
| 外国人 | 地域の外国人を招いての交流会 留学生等との交流体験 ALTとの交流体験 | ワークショップ⑦ P71 (中) P77 (高) 人権学習ワークシート集④P25 (小) P55 (中) P92 (高) |

○ 生命の大切さに関する教材

自殺、いじめ、暴力行為などの問題と関連する場合も含め、生命の大切さについての指導を行うに当たっては、できるだけ共に生きる喜びや大切さに気付けるような教材の活用が望まれます。

| 人権課題等 | 体験的な学習活動等 | 県教委作成の指導資料等 |
|--------|---|---|
| 児童虐待 | 赤ちゃんや妊娠中の女性との交流 産婦人科医師、助産師等の講話 ○「心と命のサポート事業」 ^{※5} 講師派遣有り | 児童虐待防止編P10～84（小・中・高） |
| いじめ | ロールプレイ、シミュレーション等 NPO法人等の講演やワークショップ ○「心と命のサポート事業」講師派遣有り | 人権学習ワークシート集④P9（小）P41（中） こころP27（小・中）P41（小・中） こころP53（中・高）P74（高） |
| 犯罪被害者等 | 当事者や遺族の講演 ○「心と命のサポート事業」講師派遣有り | 人権学習ワークシート集④P60（中） こころP18（小） |

○ 視聴覚教材など児童生徒の感性に訴える教材の活用

人権劇や映画、ビデオなど、学校がねらいとしている課題を取り上げたものが活用できます。児童生徒が自ら演じる「人権劇」などは、当事者としての意識を高めるだけでなく、観劇する児童生徒達にとっては、効果的な教材となる可能性を持っています。

県生涯学習センターでは、人権啓発DVDを借りることができます。また、公益財団法人人権教育啓発推進センターの「人権チャンネル」では、人権課題ごとにYouTube動画を視聴することができます。

※4 県教委作成の指導資料については、P10を参照してください。

※5 「心と命のサポート事業」は、いじめや自殺の問題に直面した当事者や命に関わる仕事等に携わる方が直接学校等を訪問し、授業への参画や講演等を通じて、一人一人はかけがえのない存在であり、自他の命を傷つけること、死を選ぶことは絶対にあってはならないことを伝え、命を大切にす教育の一層の充実を図ることを目的としています。

いじめ防止、自殺予防を含む生命の尊重、暴力の防止等のテーマについて、講師候補リストの中から学校が希望する講師を派遣しています。

詳細は、県教育庁人権教育課HPをご覧ください。



【資料】人権教育の成立基盤としての教育・学習環境をつくるためのチェックシート

授業等で配慮したいポイント

- 一人一人に不公平感を感じさせないように、子どもによって異なる名前の呼び方をしないようにしているか。（「〇〇さん」、「〇〇ちゃん」、「〇〇！」等）
- 座席やグループを決める際には、子どもの個々の事情（視力・聴力等の身体的な事情、友人関係等）に配慮しているか。
- 教師の意図や期待と異なる子どもの答え、考えに対して発言を制限したり切り捨てたりしていないか。
- 特定の子どもへの改善点の指摘は、教師が自らの責任で行っているか。（「今の発言が聞こえましたか？」「今の〇〇さんの発言は正しいですか？」などの指摘を他の子どもに求めているか。）
- 子どもの自信を失わせるような、また人格を否定するような叱り方をしていないか。
- 子どもを先入観や偏見で評価していないか。（「失敗や問題行動を繰り返すから」「ひとり親家庭だから」「〇〇学校出身だから」「〇〇部の生徒だから」等）
- 子ども同士の冷やかし、嫌がらせ、仲間外し等の言動を見逃さないようにしているか。
- チョークの色は白と黄色を基本にし、色チョークは強調や区別等、特定の目的のために使うなど配慮しながら使用しているか。（黒板に色チョークで書かれた文字〈特に赤チョーク〉が読み取りにくい子どもがいる場合がある。）

性自認や性的指向、性別表現等で配慮したいポイント

- 言動が女性的な男子児童生徒（男性的な女子児童生徒）に対して、性自認や性的指向、性別表現等についてからかうような発言をしていないか。
- 歴史上の人物や有名人等をネタにして、性自認や性的指向、性別表現等をからかうような発言をしていないか。
- 異性間の性愛を「普通」と捉え、同性間の性愛をないものとして扱っていないか。
- 「男なら…」 「女なら…」 など、男女のあり方を決めつけるような発言や役割分担をしていないか。

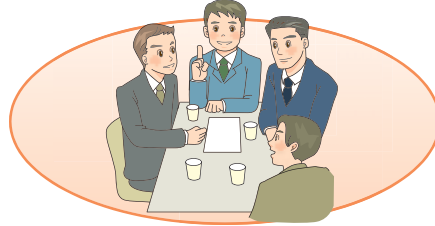
その他のポイント

- 板書事項や掲示物等に子どもの人権を侵害しているようなものがないか確認できているか。（落書き、学力や体力の優劣を比較するもの、子どもの作品（未完成、誤字脱字、汚損・破損等））
- 個人情報（名簿、連絡網、写真、成績、家庭に関する情報等）の取扱いには十分配慮しているか。（私物の電子記憶媒体への複製防止、文書等の机上への放置防止、配付や回収の際の封筒利用等の配慮等）
- 体罰や不適切な行為を未然に防止するために、日常の指導の在り方について教職員相互に点検を行っているか。

【資料】印刷物チェックシート

学習教材や学年学級通信等を作成する際には、読み手には多様な人がいることを想像するだけでなく、読み手を傷つけたり、偏見や差別意識を持たせたりすることのないように、人権に配慮することが必要です。

- 5W1H (When、Where、Who、What、Why、How) が明確になっているか。
- だれにでも分かりやすい言葉を使っているか。
 - ・専門的な用語は分かりやすい言葉に言い換える。注釈、解説をつける。
 - ・読みにくい漢字にはふりがなを付ける。 (例) 軋轢 → 軋轢(あつれき)
 - ・理解しにくいカタカナの語句は言い換える。 (例) アカウンタビリティ→ 説明 責任
- 表現は適切か。
 - ・マイナスイメージの比喩、例え (例) 目がつぶれるほど明るい光。
 - ・差別を助長する断定的表現や比較表現 (例) ○○系の外国人に犯罪が多い。
 - ・見下す表現や偏った価値観の表現 (例) 子どもにしてはよくできている。
 - ・時代とともに変化する表現 (例) 保母 → 保育士
- 文字の大きさは適切か。(A4サイズ用の紙…12～14ポイント)
- 字体や強調は適切か。斜体・網掛けなどによって、文字が読みにくくなる場合もある。
- 文字と背景の色に、強弱のはっきりしない色や同系色が使われていないか。
- 文章やイラスト等が人を不快にさせるおそれのある表現になっていないか。
- イラスト等が固定観念にとらわれた表現になっていないか。

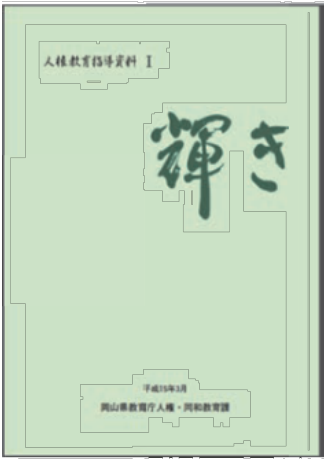


- 他から作品をコピーするような場合、著作権の確認ができているか(授業を除く)。
- 写真・氏名等を掲載する場合、個人情報の保護に配慮しているか。
- 写真の構図が適切で伝えたい部分が分かりやすくなっているか。
- 申請書等に表や枠を用いる場合、書き込みやすい幅・スペースが確保されているか。
- お知らせ・案内等の配付は、十分な周知期間がとれるようにしているか。
- 対象者によって配慮しているか。

子どもへの配慮、視覚障害のある人への配慮、高齢者への配慮、外国人への配慮など

※参考「人権教育実践事例集 環境づくり編」(平成22年3月 岡山県教育庁人権教育課)
「人権教育教職員研修プログラム集」(平成25年3月 岡山県教育庁人権教育課)

この冊子で紹介している県教育委員会作成の指導資料



人権学習指導資料Ⅰ
輝き
(冊子)
平成15年3月
岡山県教育庁人権・平和教育課



人権学習指導資料Ⅱ
ワークショップ①
(冊子)
平成16年3月
岡山県教育庁人権・平和教育課



人権学習指導資料Ⅲ
ワークショップ②
(冊子)
平成17年3月
岡山県教育庁人権・平和教育課



人権学習指導資料Ⅴ
人権学習ワークシート集①
(冊子・ダウンロード可)
平成20年2月
岡山県教育庁人権・平和教育課



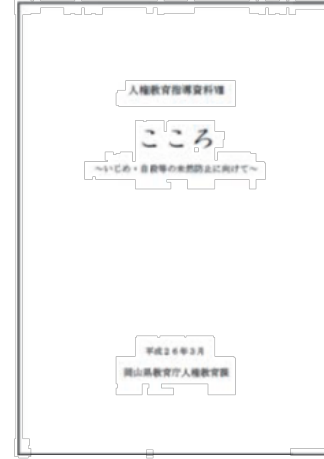
人権学習指導資料Ⅵ
人権学習ワークシート集②
(冊子・ダウンロード可)
平成21年2月
岡山県教育庁人権・平和教育課



人権教育実践事例集
環境づくり編
(冊子・ダウンロード可)
平成22年3月
岡山県教育庁人権教育課

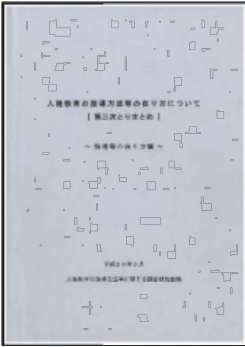


人権教育指導資料Ⅶ
児童虐待防止編
(冊子・ダウンロード可)
平成24年3月
岡山県教育庁人権教育課

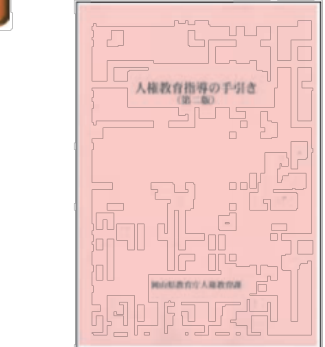
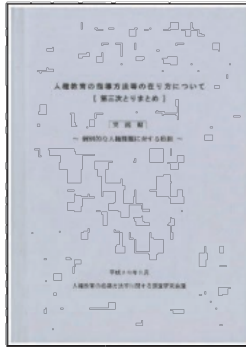
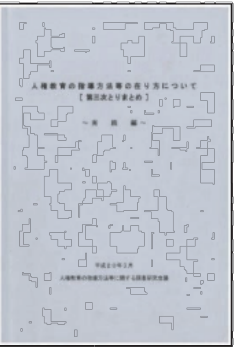


人権教育指導資料Ⅷ
ころ
(冊子・ダウンロード可)
平成26年3月
岡山県教育庁人権教育課

人権教育について、より詳しく知りたい人のために！



人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]
(冊子・ダウンロード可)平成20年3月 文部科学省



人権教育指導の手引き(第二版)
(冊子・ダウンロード可)
平成30年3月 人権教育課

学級担任のための人権教育ガイドブック

平成 31 年 3 月

発行 岡山県教育庁人権教育課

〒700-8570 岡山市北区内山下2丁目4番6号

TEL 086-226-7612 FAX 086-224-2134

<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/153/>